

(証券コード1860)  
平成27年6月5日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目7番1号

戸田建設株式会社

代表取締役社長 今井 雅則

## 第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日おさしつかえのある場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区京橋一丁目7番1号  
TODA BUILDING 7階 TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター ホール7C
3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第92期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）  
事業報告および連結計算書類ならびにその監査結果報告の件
  2. 第92期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）  
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役11名選任の件  
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- 
- (1) 当日ご出席の際はお手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - (2) 株主総会招集ご通知添付書類の、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toda.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。  
なお、「連結注記表」および「個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告書を、監査役が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
  - (3) 株主総会参考書類および添付書類を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toda.co.jp/ir/>) に掲載いたします。
-

(添付書類)

## 事業報告（平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで）

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）におけるわが国の経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要により個人消費の反動減がみられたものの、円安や原油安等を背景に企業収益が改善するなど、全体としては緩やかな回復基調が続きました。

建設業界におきましては、官公庁工事を中心に受注が堅調に推移した一方で、労務逼迫等の懸念が払拭されず、不透明な要因を併せ持つ経営環境が続きました。

このような状況の中、当社グループの業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高につきましては、主に当社における完成工事高が減少したことにより、4,203億円（前連結会計年度比6.4%減）となりました。利益面につきましては、主要事業である建設事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いておりますが、採算重視の受注方針の徹底等により、売上総利益率が8.6%と前連結会計年度比2.9ポイント上昇したことから売上総利益は361億円（前連結会計年度比42.0%増）となりました。一方、販売費及び一般管理費につきましては、231億円と前連結会計年度比12.0%増加し、営業利益は129億円（前連結会計年度比171.4%増）となり、経常利益は148億円（前連結会計年度比125.0%増）となりました。当期純利益につきましては、投資有価証券の保有状況を見直し、売却を進めたことにより、投資有価証券売却益10億円を特別利益に計上した結果、140億円（前連結会計年度比37.1%増）となりました。

事業の種類別セグメントにおける業績は次のとおりであります。

#### [建築事業および土木事業]

建築事業および土木事業におきましては、施工を核として建設物のライフサイクル全般にわたり、事業の展開を図ってまいりました。

この結果、建築事業の売上高は3,143億円となり、セグメント利益は90億円となりました。また土木事業の売上高は957億円となり、セグメント利益は30億円となりました。

#### [不動産事業]

不動産事業におきましては、保有する土地・建物の有効利用を図るとともに、賃貸ならびに建築事業および土木事業に付帯する販売を中心に事業を展開してまいりました。この結果、売上高は130億円、セグメント利益は9億円となりました。

#### [その他の事業]

子会社によるホテル業、グループ企業内を中心とした人材派遣業、金融・リース業を中心に事業を展開してまいりました。この結果、売上高は10億円、セグメント損失は14百万円となりました。

なお、当社個別の部門別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

当社個別の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建 築 事 業	368,135	332,095	286,814	413,417
土 木 事 業	135,710	117,622	91,215	162,117
(小 計)	503,846	449,717	378,030	575,534
不 動 産 事 業	—	5,799	5,799	—
合 計	503,846	455,516	383,829	575,534

当期の主な受注工事

- ・ 国家公務員共済組合連合会 K K R 虎の門病院整備事業
- ・ (学) 北里研究所 (仮称) 北里研究所白金キャンパス薬学部校舎・北里本館建替新築工事
- ・ 糀谷駅前地区市街地再開発組合 糀谷駅前地区第一種市街地再開発事業 施設建築物新築工事
- ・ 高崎市 新体育館建設工事
- ・ 社会医療法人社団 健生会 他 立川相互病院新病院計画 他
- ・ (株) 小湊ホテル三日月 龍宮城スパホテル三日月 新館 新築工事
- ・ 中日本高速道路 (株) 東京外かく環状道路 本線トンネル (北行) 東名北工事 (JM)
- ・ 東日本高速道路 (株) 上信越自動車道 天神堂トンネル工事
- ・ スリランカ民主社会主義共和国 コロンボ市北部無収水縮減プロジェクト建設工事
- ・ 大阪ガス (株) 第2 東部シールド工事 泉大津 (一式) 他

当期の主な完成工事

- ・ 日本郵便 (株) 大宮桜木町一丁目計画 (仮称) 新築工事
- ・ (学) 早稲田大学 早稲田キャンパスD棟 (仮称) 新築工事
- ・ (学) 大妻学院 大妻学院/大妻女子大学 (仮称) 千代田校舎建替計画
- ・ (株) 島津製作所 E 1 号館建設計画
- ・ (学) 聖マリア学園 聖光学院新校舎整備計画
- ・ 合同会社 大阪市立大学 大阪市立大学理系学舎整備事業本体工事
- ・ (学) 神戸学院 学舎等整備センター 神戸学院大学ポートアイランドキャンパスD号館・体育館建設工事
- ・ 中日本高速道路 (株) 第二東名高速道路 額田トンネル他 1 トンネル工事
- ・ 東京都水道局 朝霞浄水場高度浄水施設 (二期) 築造工事
- ・ 三郷インター南部土地 三郷インター南部土地地区画整理事業 造成工事
- ・ 京王電鉄 (株) (第1期、第2期、第2期その2、第3期) 他 調布駅付近連続立体交差工事 (土木) 第6工区その4の2 他
- ・ 西日本高速道路 (株) 西名阪自動車道 郡山北工事

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は約31億円で、このうち主なものは、賃貸事業用土地・建物の取得、改修および建設機械の更新等であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありませんでした。

## (4) 対処すべき課題

今後の建設市場は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、堅調な投資が予想されております。反面、人口の減少、財政上の制約等により、長期的な投資の拡大は見込み難い状況にあります。また、こうした社会的背景の中で、労働集約型産業である建設業におきましては、生産性の向上が喫緊の重要課題となっております。

こうした課題に対処するべく、当社グループでは「中期経営計画2017」を策定し、既成概念の破壊と新価値・システムの創造を通じて「生産性No.1」と「成長への基盤」の実現に取り組んでおります。

まず「生産性No.1」につきましては、ゼネコン業界トップの高い生産性の確立により、利益ある持続的成長を目指してまいります。具体的には特命・設計施工の拡大、差別化技術の開発・適用、購買手法の改善等により、価値創造力とコスト競争力を強化してまいります。また、BIM (Building Information Modeling) の推進、業務改革およびICT再構築 (BPR : Business Process Re-engineering) 、協力会社との協働拡大等によって、消化能力と業務スピードの向上を図ってまいります。

「成長への基盤」につきましては、投資開発、海外、国内グループ会社を戦略事業に位置付け、事業領域の拡大と建設とのシナジーの追求に取り組んでまいります。投資開発事業におきましては、工作所等社有不動産の有効活用はもとより、京橋一丁目東地区計画 (本社建替プロジェクト) の推進、医療、農業、環境・エネルギー等の分野への新規事業投資を進めてまいります。海外事業では現地法人の強化、開発事業 (環境事業、スマートシティ等) への取り組みを推進し、国内グループ会社におきましては、グループ連携の強化、リニューアル需要に対する体制整備等を進めてまいります。

なお、本計画は「戸田建設グループ グローバルビジョン」の実現に向けたフェーズ1に位置付けております。2021年に迎える創立140周年に向けて取り組みを更に強化していくことで「“喜び”を実現する企業グループ」を目指してまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	平成23年度 第89期	平成24年度 第90期	平成25年度 第91期	平成26年度 第92期 (当連結会計年度)
売 上 高	489,385	497,048	448,987	420,324
当期純利益又は 当期純損失(△)	△19,872	△65,285	10,228	14,026
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)	△64.28 <sup>円</sup>	△209.70 <sup>円</sup>	32.87 <sup>円</sup>	45.42 <sup>円</sup>
総 資 産 (純 資 産)	487,160 (171,537)	500,199 (128,095)	473,510 (141,880)	495,442 (182,988)

### ② 当社の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	平成23年度 第89期	平成24年度 第90期	平成25年度 第91期	平成26年度 第92期 (当期)
受 注 高	411,691	346,775	462,626	455,516
売 上 高	457,387	460,293	409,513	383,829
当期純利益又は 当期純損失(△)	△19,603	△66,337	9,235	12,639
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)	△62.96 <sup>円</sup>	△213.08 <sup>円</sup>	29.68 <sup>円</sup>	40.93 <sup>円</sup>
総 資 産 (純 資 産)	459,947 (161,447)	467,322 (116,154)	442,449 (129,251)	463,933 (169,100)

## (6) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
戸田ビルパートナーズ株式会社	百万円 100	% 86.7	不動産業・ビル管理業 ・建設業・保険代理業
戸田道路株式会社	100	62.7	建設業 (道路舗装・一般土木)

連結子会社は、上記の2社を含めて14社であります。

※千代田土地建物株式会社と戸田リフォーム株式会社は平成26年4月1日で千代田土地建物株式会社を存続会社、戸田リフォーム株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で存続会社の商号を戸田ビルパートナーズ株式会社に変更しました。

### ② その他

主な技術提携の状況

ネステオイル社（フィンランド）とエネルギー地下貯蔵技術、フォルツム社（フィンランド）と放射性廃棄物処分技術に関する技術提携を行っております。

## (7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

事業区分	事業の内容
建築事業	オフィスビル等の建築一式工事に関する調査、企画、設計、監理、施工等に関する事業
土木事業	トンネル等の土木一式工事に関する調査、企画、設計、監理、施工等に関する事業
不動産事業	不動産の売買・賃貸その他不動産全般に関する事業
その他の事業	貸金業、人材派遣業、リース業およびホテル業

## (8) 主要な事業所等（平成27年3月31日現在）

### ① 当社

本店 東京都中央区京橋一丁目7番1号

支店

東京支店（東京都中央区）

千葉支店（千葉市）

関東支店（さいたま市）

横浜支店（横浜市）

大阪支店（大阪市）

名古屋支店（名古屋市）

札幌支店（札幌市）

東北支店（仙台市）

広島支店（広島市）

四国支店（高松市）

九州支店（福岡市）

技術研究所（つくば市）

海外営業所および駐在員事務所

東南アジア統括事務所（タイ）

ジャカルタ駐在員事務所（インドネシア）

ヤンゴン営業所（ミャンマー）

シンガポール営業所（シンガポール）

（注）平成27年4月1日付で首都圏土木支店（東京都中央区）を設置いたしました。

### ② 子会社

株式会社アベックエンジニアリング（埼玉）

千代田建工株式会社（東京）

戸田道路株式会社（東京）

戸田ビルパートナーズ株式会社（東京）

戸田ファイナンス株式会社（東京）

東和観光開発株式会社（広島）

千代田スタッフサービス株式会社（東京）

アメリカ戸田建設株式会社（アメリカ）

ブラジル戸田建設株式会社（ブラジル）

戸田建設工程（上海）有限公司（中国）

タイ戸田建設株式会社（タイ）

ベトナム戸田建設有限公司（ベトナム）

戸田フィリピン株式会社（フィリピン）

ABTD株式会社（フィリピン）



(9) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,817名	95名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,861名	57名減

(10) 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	19,506
株式会社みずほ銀行	8,271
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,516
株式会社三井住友銀行	4,185
三井住友信託銀行株式会社	3,464

## 2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 759,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 322,656,796 株

(3) 株 主 数 12,356 名

### (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
大 一 殖 産 株 式 会 社	38,315	12.47
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	15,417	5.01
戸 田 秀 茂	14,632	4.76
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	11,496	3.74
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	9,143	2.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,739	2.51
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,107	2.31
三 宅 良 彦	7,027	2.28
BBH BOSTON CUSTODIAN FOR BLACKROCK GLOBAL ALLOCATION FUND, INC. 6 2 0 3 1 3	6,703	2.18
戸 田 博 子	6,611	2.15

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式 15,520 千株があります。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
今 井 雅 則	代表取締役社長	人財戦略室長
鞠 谷 祐 士	代 表 取 締 役	管理本部長
宮 崎 泰	代 表 取 締 役	建築本部執務
秋 場 俊 一	代 表 取 締 役	土木本部長
戸 田 守 道	取 締 役	価値創造推進室長
早 川 誠	取 締 役	建築工事統轄部長
西 澤 豊	取 締 役	建築営業統轄部長
大 友 敏 弘	取 締 役	総務部長 リスクマネジメント室長
植 草 弘	取 締 役	土木営業統轄部長
下 村 節 宏	取 締 役	三菱電機(株)相談役 日本原子力発電(株)社外監査役
網 谷 駿 介	取 締 役	(一社) 情報通信設備協会会長
野々口 悦 生	常 勤 監 査 役	
西 牧 武 志	常 勤 監 査 役	
鍛 冶 良 明	監 査 役	弁護士（鍛冶法律事務所） (株)オーネックス社外監査役
鈴 木 勝 利	監 査 役	弁護士（弁護士法人 名川・岡村法律事務所） (学)東京音楽大学理事長
秋 草 史 幸	監 査 役	三菱UFJ証券ホールディングス(株)相談役 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)顧問 萩原工業(株)社外取締役

- (注) 1. 取締役下村節宏氏および網谷駿介氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役鍛冶良明氏、鈴木勝利氏および秋草史幸氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役下村節宏氏および網谷駿介氏ならびに監査役鍛冶良明氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。  
 4. 事業年度中に退任した取締役および監査役は以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏 名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退 任 日
代 表 取 締 役	野 村 昇		平成26年6月27日
取 締 役	戸 田 秀 茂		平成26年6月27日
取 締 役	山 木 昇		平成26年6月27日
常 勤 監 査 役	戸 田 守 道		平成26年6月27日

監査役戸田守道氏は、辞任による退任であります。

(ご参考)

当社では執行役員制度を導入しております。平成27年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

* 執行役員社長	今 井 雅 則	執行役員	深 代 尚 夫
* 専務執行役員	鞠 谷 祐 士	執行役員	山 本 嘉 彦
* 専務執行役員	秋 場 俊 一	執行役員	高 橋 浩 一
専務執行役員	宮 崎 博 之	執行役員	松 島 孝 悟
* 専務執行役員	戸 田 守 道	執行役員	澁 谷 由 規
* 常務執行役員	早 川 誠	執行役員	大 内 仁
* 常務執行役員	西 澤 豊	執行役員	伊 勢 本 昇 昭
* 常務執行役員	大 友 敏 弘	執行役員	郡 司 敏 明
* 常務執行役員	植 草 弘	執行役員	三 宅 正 人
常務執行役員	福 島 克 彰	執行役員	窪 田 浩 一
常務執行役員	光 用 薫	執行役員	浅 野 均
執行役員	山 田 裕 之	執行役員	長 田 眞 一
執行役員	佐 橋 輝 男	執行役員	藤 田 謙
執行役員	横 溝 祐 次	執行役員	縣 俊 明
執行役員	平 田 俊 男	執行役員	若 林 英 実
執行役員	岡 部 健 一	執行役員	山 寄 俊 博

(注) \*は取締役兼務者です。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役	14人	240百万円 (うち社外	2人	15百万円)
監査役	6人	57百万円 (うち社外	3人	22百万円)

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職先	当社との関係
下村 節 宏	三菱電機㈱相談役 日本原子力発電㈱社外監査役	特別な取引関係はありません。
網谷 駿 介	(一社) 情報通信設備協会会長	特別な取引関係はありません。
鍛冶 良 明	弁護士 (鍛冶法律事務所) ㈱オーネックス社外監査役	特別な取引関係はありません。
鈴木 勝 利	弁護士 (弁護士法人 名川・岡村法律事務所) ㈱東京音楽大学理事長	特別な取引関係はありません。
秋草 史 幸	三菱UFJ証券ホールディングス㈱相談役 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱顧問 萩原工業㈱社外取締役	同社は当社の主幹事証券会社 およびその親会社であります。 特別な取引関係はありません。

#### ② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
下村 節 宏	就任後開催の取締役会14回のうち13回に出席し、会社の経営者としての見地から、様々な助言・提言を行っております。
網谷 駿 介	就任後開催の取締役会14回のすべてに出席し、会社の経営者としての見地から、様々な助言・提言を行っております。
鍛冶 良 明	取締役会18回のすべてに、監査役会20回のすべてに出席しており、弁護士としての専門的な見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。
鈴木 勝 利	取締役会18回のうち14回に、監査役会20回のうち15回に出席しており、弁護士としての専門的な見地および法人経営者としての見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。
秋草 史 幸	取締役会18回のすべてに、監査役会20回のすべてに出席しており、会社の経営者としての見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

青南監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社が支払うべき報酬等の額

48百万円

- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

48百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる等の場合、取締役は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

## 5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

当社取締役は、経営方針並びに企業行動憲章に掲げる理念に基づき、その職務を適正に執行する。また、取締役会を原則、月一回開催し、経営の重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を行うほか、以下の体制を定め、会社業務の適正を確保する。

### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他情報につき、情報管理基本方針に則り情報管理規程等、各社内規程の定めに従い、適切に保存及び管理を行う。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理基本マニュアルに基づき、個別リスク毎に責任部門等を定め、会社全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営の基本方針に従って、当社業務を執行する。
- ② 経営会議を開催し、経営及び業務執行に関する重要事項を審議する。
- ③ 業務執行にあたっては、職制規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続等を定める。

### (4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、当社のコンプライアンスに関する重要方針を審議する。また、担当部門の設置、行動規範の制定、企業倫理ヘルプラインの開設など、コンプライアンスの浸透に向けた施策を実施する。
- ② 内部監査部門として監査室を置く。監査室は定期的に社内各部門の業務状況の監査を実施し、監査結果は社長へ報告する。

### (5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社にも適用する行動理念・指針として「戸田建設グループ企業行動憲章」・「戸田建設グループ行動規範」を定め、グループ一体となったコンプライアンス体制を整備する。

- ② 日常的モニタリングを行う部門としてグループ統括室業務サポートセンターを置く。当部門は関係会社管理規程に基づき、子会社への支援、指導を実施し、経営上の重要事項については事前協議し、当社取締役会等へ付議する。
  - ③ 監査室は、子会社への業務監査を適宜実施する。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役職務を補助する部門として監査役室を置く。監査役室は監査役会直属の組織とし、監査役室の人事、組織変更等については、あらかじめ監査役会または監査役会が指名する監査役の意見を求める。
- (7) 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は、当社の業績に重要な影響を与える事実を知ったとき、直ちに監査役会に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (8) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査室は、監査役が職務を執行するにあたり、緊密な関係を保ち、協力する。



## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえば利害関係者との良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

- ① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は1881年の創業以来、「品質・工期・安全に最善を尽くす」ことを社是とし、「建設を通じた社会福祉の増進への貢献」「社会の信用を基とした社業の発展」「堅実な経営による適正利益確保を基とした社業の安定」を経営方針に掲げ、顧客をはじめとする各利害関係者に対する幅広いサービスの提供と長年の実績に裏打ちされた信頼関係の構築により、高い評価を得てきております。

このような当社及び当社グループの企業価値の主な源泉は、技術力とノウハウに培われた品質の高い生産物の提供や、創業以来の実績に裏打ちされた利害関係者の皆様との信頼関係、そしてこれら当社の企業文化を支える従業員、さらには長年当社と共に歩んできた協力会社との良好なパートナーシップ等にあると考えております。

これら当社グループの取組みの積み重ねが当社の企業価値を生み出しており、この企業文化を継続・発展させることが当社の企業価値を高め、ひいては株主共同の利益を最大限に引き出すことにつながっていくものと考えております。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年6月27日開催の当社第91回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）を継続することに関して決議を行い、株主の皆様のご承認をいただいております。

本対応策の概要は次のとおりです。

ア 本対応策に係る手続き

a 対象となる大規模買付等

本対応策は以下の(a)又は(b)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本対応策に定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (a) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- (b) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

b 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等の際して本対応策に定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

c 情報の提供

意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を日本語で提供していただきます。

d 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(a)又は(b)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(a) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間

(b) その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記(a)、(b)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様を開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

e 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記dの当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者の助言を得ることができるものとします。

(a) 買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。

(b) 買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。ただし手続きが遵守されている場合でも、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、例外的措置として対抗措置の発動を勧告する場合があります。

f 取締役会の決議

当社取締役会は、eに定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

g 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 f の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、買付者等が大規模買付等を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

h 大規模買付等の開始

買付者等は、本対応策に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

イ 本対応策における対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記ア f に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うこととします。

ウ 本対応策の有効期間、廃止及び変更

本対応策の有効期間は、平成26年6月27日開催の第91回定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本対応策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の取締役会により本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、独立委員会の承認を得た上で、本対応策を修正し、又は変更する場合があります。

**(3) 上記(2)の取組みが、上記(1)の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由**

当社取締役会は、「中期経営計画」及びそれに基づく施策は当社及び当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する具体的方策として策定されたものであり、(1)の基本方針に沿うものと判断しております。また、次の理由から上記(2)②の取組みについても上記(1)の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

② 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応策は、当社株式等に対する大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするものです。

③ 株主意思を重視するものであること

当社は、本対応策の継続に関する株主の意思を確認するため、平成26年6月27日に開催された第91回定時株主総会において本対応策の継続に関する議案を付議し、その承認可決を受けております。また、本対応策の有効期間は平成29年6月開催予定の当社第94回定時株主総会終結時までであり、また、その有効期間の満了前に開催される当社株主総会において本対応策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応策も当該決議に従い変更又は廃止されることになります。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本対応策の運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、本対応策の透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

本対応策は、上記(2)②アに記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

⑥ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(2)②ウに記載のとおり、本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、

また、当社は期差任期制を採用しておりません。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流動資産</b>	<b>228,072</b>	<b>流動負債</b>	<b>208,769</b>
現金預金	43,488	支払手形・工事未払金等	107,216
受取手形・完成工事未収入金等	121,009	短期借入金	32,597
有価証券	10,235	未払法人税等	651
販売用不動産	20,903	未成工事受入金	26,763
未成工事支出金	10,806	賞与引当金	3,905
その他のたな卸資産	424	完成工事補償引当金	2,316
繰延税金資産	230	工事損失引当金	7,576
その他	22,088	訴訟損失引当金	435
貸倒引当金	△1,114	預り金	15,314
<b>固定資産</b>	<b>267,370</b>	その他	11,992
<b>有形固定資産</b>	<b>73,561</b>	<b>固定負債</b>	<b>103,684</b>
建物・構築物	12,179	長期借入金	33,735
機械、運搬具及び工具器具備品	709	繰延税金負債	36,252
土地	60,367	再評価に係る繰延税金負債	8,268
リース資産	182	役員退職慰労引当金	133
建設仮勘定	122	関係会社整理損失引当金	532
<b>無形固定資産</b>	<b>2,969</b>	退職給付に係る負債	21,466
<b>投資その他の資産</b>	<b>190,839</b>	資産除去債務	167
投資有価証券	185,476	その他	3,126
長期貸付金	765	<b>負債合計</b>	<b>312,454</b>
退職給付に係る資産	2,296	<b>純資産の部</b>	
繰延税金資産	176	<b>株主資本</b>	<b>99,449</b>
その他	2,630	資本金	23,001
貸倒引当金	△506	資本剰余金	25,504
		利益剰余金	59,155
		自己株式	△8,212
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>81,095</b>
		その他有価証券評価差額金	74,942
		繰延ヘッジ損益	3
		土地再評価差額金	6,017
		為替換算調整勘定	40
		退職給付に係る調整累計額	91
		<b>少数株主持分</b>	<b>2,443</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>182,988</b>
<b>資産合計</b>	<b>495,442</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>495,442</b>

# 連結損益計算書

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

売上高 完成工事等 不動産事業等 売上高	407,650 12,673	420,324
売上原価 完成工事等 不動産事業等 売上原価	374,595 9,619	384,215
売上総利益 完成工事等 不動産事業等 総利益	33,055 3,054	36,109
販売費及び一般管理費 営業外収益 受取利息 受取配当金 保険配当金 その他	23,130 12,978 416 2,097 173 346	23,130 12,978 3,033
営業外費用 支払利息 支払手数料 その他	902 193 103	1,198
経常利益 特別利益 固定資産売却益 投資有価証券売却益 負債のれん発生益 その他	14,813 307 1,051 480 1	14,813 1,842
特別損失 固定資産売却損失 減損損失 固定資産廃棄損 関係会社整理損失引当金繰入額 その他	13 802 186 532 12	1,548
税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	15,107 930 △219	15,107 711
少数株主損益調整前当期純利益 少数株主利益 当期純利益	14,395 369	14,395 369
当期純利益	14,026	14,026



# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	23,001	25,504	45,472	△6,007	87,971
会計方針の変更による累積的影響額			662		662
会計方針の変更を反映した当期首残高	23,001	25,504	46,135	△6,007	88,634
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,555		△1,555
当 期 純 利 益			14,026		14,026
自 己 株 式 の 取 得				△2,205	△2,205
土地再評価差額金の取崩			549		549
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	13,020	△2,205	10,815
当 期 末 残 高	23,001	25,504	59,155	△8,212	99,449

	その他の包括利益累計額					合計	少数株 主持分	純資産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換 算調整 勘定	退職給付 に係る調 整累計額			
当 期 首 残 高	45,477	—	5,722	△700	△522	49,977	3,930	141,880
会計方針の変更による累積的影響額								662
会計方針の変更を反映した当期首残高	45,477	—	5,722	△700	△522	49,977	3,930	142,542
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△1,555
当 期 純 利 益								14,026
自 己 株 式 の 取 得								△2,205
土地再評価差額金の取崩								549
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	29,465	3	294	740	613	31,117	△1,487	29,630
連結会計年度中の変動額合計	29,465	3	294	740	613	31,117	△1,487	40,445
当 期 末 残 高	74,942	3	6,017	40	91	81,095	2,443	182,988

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	203,557	流 動 負 債	197,074
現 金 預 金	29,406	支 払 手 形	7,123
受 取 手 形	2,342	電 子 記 録 債 務	35,805
完 成 工 事 未 収 入 金	113,943	工 事 未 払 金	59,380
有 価 証 券	10,235	短 期 借 入 金	29,064
販 売 用 不 動 産	18,119	リ ー ス 債 務	62
未 成 工 事 支 出 金	8,632	未 払 法 人 税 等	557
不 動 産 事 業 支 出 金	1	未 成 工 事 受 入 金	25,686
未 収 入 金	1,300	預 り 金	14,254
立 替 金	8,029	賞 与 引 当 金	3,700
そ の 他 金	12,666	完 成 工 事 補 償 引 当 金	2,196
貸 倒 引 当 金	△1,122	工 事 損 失 引 当 金	7,576
固 定 資 産	260,376	訴 訟 損 失 引 当 金	435
有 形 固 定 資 産	67,932	従 業 員 預 り 金	5,571
建 物 ・ 構 築 物	10,901	そ の 他	5,657
機 械 ・ 運 搬 具	336	固 定 負 債	97,758
工 具 器 具 ・ 備 品	244	長 期 借 入 金	30,045
土 地	56,186	リ ー ス 債 務	120
リ ー ス 資 産	180	繰 延 税 金 負 債	35,914
建 設 仮 勘 定	82	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	8,268
無 形 固 定 資 産	2,973	退 職 給 付 引 当 金	20,426
投 資 そ の 他 の 資 産	189,470	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	86
投 資 有 価 証 券	180,613	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	532
関 係 会 社 株 式 ・ 関 係 会 社 出 資 金	4,833	資 産 除 去 債 務	131
長 期 貸 付 金	746	そ の 他	2,232
長 期 前 払 費 用	58	負 債 合 計	294,832
前 払 年 金 費 用	1,751	純 資 産 の 部	
そ の 他 金	1,969	株 主 資 本	88,147
貸 倒 引 当 金	△503	資 本 金	23,001
		資 本 剰 余 金	25,573
		資 本 準 備 金	25,573
		利 益 剰 余 金	47,785
		利 益 準 備 金	5,750
		そ の 他 利 益 剰 余 金	42,034
		別 途 積 立 金	26,774
		繰 越 利 益 剰 余 金	15,260
		自 己 株 式	△8,212
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	80,953
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	74,932
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,017
		純 資 産 合 計	169,100
資 産 合 計	463,933	負 債 純 資 産 合 計	463,933

# 損 益 計 算 書

(自 平成26年 4月 1日  
至 平成27年 3月 31日)

(単位：百万円)

<p>売 上 高 完 成 工 事 高 不 動 産 事 業 売 上 高</p>	<p>378,030 5,799</p>	<p>383,829</p>
<p>売 上 原 価 完 成 工 事 原 価 不 動 産 事 業 売 上 原 価</p>	<p>347,962 3,907</p>	<p>351,870</p>
<p>売 上 総 利 益 完 成 工 事 総 利 益 不 動 産 事 業 総 利 益</p>	<p>30,067 1,891</p>	<p>31,959</p>
<p>販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 営 業 利 益 営 業 外 収 益</p>	<p>20,345</p>	<p>11,613</p>
<p>受 取 利 息 受 取 配 当 金 保 険 配 当 金 そ の 他</p>	<p>63 2,120 173 332</p>	<p>2,690</p>
<p>営 業 外 費 用 支 払 利 息 支 払 手 数 そ の 他</p>	<p>863 193 100</p>	<p>1,156</p>
<p>経 常 利 益 特 別 利 益</p>	<p>13,147</p>	<p>13,147</p>
<p>固 定 資 産 売 却 益 投 資 有 価 証 券 売 却 益</p>	<p>304 1,051</p>	<p>1,355</p>
<p>特 別 損 失 固 定 資 産 廃 棄 損 失 減 損 損 失 関 係 会 社 事 業 損 失 そ の 他</p>	<p>186 403 950 26</p>	<p>1,566</p>
<p>税 引 前 当 期 純 利 益 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額</p>	<p>12,936 337 △40</p>	<p>12,936</p>
<p>当 期 純 利 益</p>	<p>12,639</p>	<p>12,639</p>

# 株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰 余 金				合 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	23,001	25,573	5,750	18,774	10,964	35,489	
会計方針の変更による累積的影響額					662	662	
会計方針の変更を反映した当期首残高	23,001	25,573	5,750	18,774	11,626	36,151	
事業年度中の変動額							
別途積立金の積立				8,000	△8,000	—	
剰余金の配当					△1,555	△1,555	
当期純利益					12,639	12,639	
自己株式の取得							
土地再評価差額金の取崩					549	549	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	8,000	3,633	11,633	
当 期 末 残 高	23,001	25,573	5,750	26,774	15,260	47,785	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	合 計	
当 期 首 残 高	△6,007	78,056	45,471	—	5,722	51,194	129,251
会計方針の変更による累積的影響額		662					662
会計方針の変更を反映した当期首残高	△6,007	78,719	45,471	—	5,722	51,194	129,914
事業年度中の変動額							
別途積立金の積立		—					—
剰余金の配当		△1,555					△1,555
当期純利益		12,639					12,639
自己株式の取得	△2,205	△2,205					△2,205
土地再評価差額金の取崩		549					549
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			29,460	3	294	29,758	29,758
事業年度中の変動額合計	△2,205	9,428	29,460	3	294	29,758	39,186
当 期 末 残 高	△8,212	88,147	74,932	3	6,017	80,953	169,100

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成 27 年 5 月 14 日

戸田建設株式会社  
取締役会 御中

青南監査法人

代表社員

業務執行社員

公認会計士

笠井 幸夫

Ⓔ

代表社員

業務執行社員

公認会計士

小平 修

Ⓔ

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、戸田建設株式会社の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、戸田建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

戸田建設株式会社

取締役会 御中

青南監査法人

代表社員

公認会計士

笠井幸夫

Ⓜ

業務執行社員

代表社員

公認会計士

小平修

Ⓜ

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、戸田建設株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 5月20日

戸田建設株式会社 監査役会

常勤監査役	野々口 悦 生 ㊟
常勤監査役	西 牧 武 志 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	鍛 冶 良 明 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	鈴 木 勝 利 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	秋 草 史 幸 ㊟

以 上



# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への継続的な安定配当の実施と、競争力および財務体質の強化に不可欠な内部留保の確保を勘案の上、業績および経営環境に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。このような方針のもと、期末配当につきましては下記のとおりとさせていただきます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円

総額 2, 149, 953, 134円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

#### 2. その他剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金

10, 000, 000, 000円

##### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金

10, 000, 000, 000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日から施行され、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役についても責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、現行定款第27条および第35条に所要の変更を行うものであります。

なお、第27条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第27条【取締役の責任免除】 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	第27条【取締役の責任免除】 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に</u> 、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。
第35条【監査役 of 責任免除】 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に</u> 、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	第35条【監査役 of 責任免除】 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に</u> 、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

### 第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに取締役11名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	いまい まさのり 今井 雅 則 (昭和27年7月21日生)	昭和53年4月 当社に入社 平成13年10月 当社大阪支店京滋建築総合営業所長 平成16年2月 当社大阪支店支店次長（建築営業担当） 平成17年4月 当社大阪支店副店長（建築営業担当） 平成19年2月 当社大阪支店副店長（建築担当） 平成20年4月 当社執行役員 平成21年8月 当社大阪支店長 当社常務執行役員 平成25年3月 当社建築本部執務 平成25年4月 当社執行役員副社長 平成25年6月 当社代表取締役社長（現任） 当社執行役員社長（現任） 平成26年3月 当社人財戦略室長（現任）	8,000株
2	きくたに ゆうし 鞠谷 祐 士 (昭和29年2月6日生)	昭和54年4月 当社に入社 平成13年2月 当社建築企画室長 平成19年4月 当社執行役員 当社総合企画部長 平成23年3月 当社総合企画室長 平成23年4月 当社常務執行役員 平成24年3月 当社管理本部長（現任） 平成24年4月 当社専務執行役員（現任） 平成24年6月 当社代表取締役（現任）	11,000株
3	あきば しゅんいち 秋 場 俊 一 (昭和24年12月29日生)	昭和49年4月 当社に入社 平成14年2月 当社東京支店営業第3部長（土木） 平成18年4月 当社東京支店土木技術部長 平成19年3月 当社関東支店土木営業部長 平成20年3月 当社関東支店支店次長（土木担当） 平成21年12月 当社土木営業統轄部長 （兼）土木営業第2部長 平成22年4月 当社執行役員 平成22年9月 当社東京支店副店長（土木担当） 平成23年12月 当社土木営業統轄部長 平成24年4月 当社常務執行役員 平成26年3月 当社土木本部長（現任） 平成26年4月 当社専務執行役員（現任） 平成26年6月 当社代表取締役（現任）	3,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	※ みやざき ひろゆき 宮崎博之 (昭和28年12月20日生)	昭和51年4月 当社に入社 平成17年4月 当社東京支店建築部長 平成19年4月 当社建築工務部長 平成22年4月 当社執行役員 平成24年3月 当社九州支店長 平成27年3月 当社建築本部長(現任) 平成27年4月 当社専務執行役員(現任)	5,000株
5	とだ もりみち 戸田守道 (昭和32年3月1日生)	昭和58年4月 当社に入社 平成6年6月 当社取締役 平成7年5月 当社東京支店副店長(土木担当) 平成8年6月 当社常務取締役 平成10年7月 当社東京支店長 平成12年6月 当社専務取締役 平成15年6月 当社代表取締役副社長 当社建築本部長 (兼) 建築営業統轄部長 平成17年6月 当社代表取締役 当社執行役員副社長 平成19年6月 当社監査役 平成26年6月 当社取締役(現任) 当社専務執行役員(現任) 当社価値創造推進室長(現任)	3,018,540株
6	はやかわ まこと 早川 誠 (昭和26年7月4日生)	昭和50年4月 当社に入社 平成16年6月 当社名古屋支店建築部長 平成18年4月 当社東京支店建築工務部長 平成19年9月 当社東京支店建築工務部長 平成21年3月 当社東京支店支店次長 (建築施工、建築技術営業担当) 平成24年3月 当社建築工務部長 平成24年4月 当社執行役員 平成25年3月 当社建築工事統轄部長(現任) 平成25年4月 当社常務執行役員(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任)	4,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	にしざわ ゆたか 西澤 豊 (昭和25年9月22日生)	平成12年6月 ㈱東京三菱銀行（現㈱三菱東京UFJ銀行）取締役 平成15年6月 同行常勤監査役 平成17年6月 三菱製鋼㈱代表取締役 常務取締役 平成23年7月 当社常務執行役員（現任） 当社建築本部執務 平成25年6月 当社取締役（現任） 平成26年3月 当社建築営業統轄部長（現任）	9,000株
8	おおとも としひろ 大友 敏弘 (昭和30年5月16日生)	昭和53年4月 当社に入社 平成15年10月 当社法務部長 平成23年3月 当社総務部長（現任） 平成23年4月 当社執行役員 平成26年3月 当社リスクマネジメント室長（現任） 平成26年4月 当社常務執行役員（現任） 平成26年6月 当社取締役（現任）	15,000株
9	うえくさ ひろし 植草 弘 (昭和34年11月3日生)	昭和58年4月 当社に入社 平成20年3月 当社関東支店土木営業部長 平成22年3月 当社関東支店支店次長（土木担当） 平成23年12月 当社東京支店副店長（土木担当） 平成24年4月 当社執行役員 平成26年3月 当社土木営業統轄部長（現任） 平成26年4月 当社常務執行役員（現任） 平成26年6月 当社取締役（現任）	2,000株
10 <b>社外 独立</b>	しもむら せつひろ 下村 節宏 (昭和20年4月28日生)	平成13年6月 三菱電機㈱取締役 平成15年4月 同社常務取締役 平成16年4月 同社代表執行役、執行役副社長 平成18年4月 同社代表執行役、執行役社長 平成18年6月 同社取締役、代表執行役、執行役社長 平成22年4月 同社取締役会長 平成24年6月 日本原子力発電㈱社外監査役（現任） 平成26年4月 三菱電機㈱取締役相談役 平成26年6月 同社相談役（現任） 平成26年6月 当社取締役（現任）	5,000株
11 <b>社外 独立</b>	あみや しゅんすけ 網谷 駿介 (昭和21年6月12日生)	平成10年7月 日本電信電話㈱理事 平成11年7月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱取締役 平成14年6月 同社常務取締役 平成16年6月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア㈱代表取締役副社長 平成20年6月 日本電信電話㈱常勤監査役 平成24年6月 （一社）情報通信設備協会会長 平成26年6月 当社取締役（現任）	0株

- (注) 1. ※印は新任候補者です。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 所有する当社の株式数には、戸田建設役員持株会における各自の持ち分を含めた実質所有株式数を記載しております。
4. 下村節宏、網谷駿介の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は下村節宏、網谷駿介の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届出ております。
5. 下村節宏氏は、当社の取締役に就任してから1年になります。企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、当社は三菱電機㈱との間に建設工事に関する取引がありますが、平成27年3月期における取引金額は当社の受注高の1%未満であります。
6. 網谷駿介氏は、当社の取締役に就任してから1年になります。企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、当社は日本電信電話㈱およびエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱との間に建設工事に関する取引がありますが、平成27年3月期における取引金額は当社の受注高の1%未満であります。
7. 下村節宏氏が執行役および取締役を務めていた三菱電機㈱は、一部の自動車用部品の取引に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、平成24年11月に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、平成25年9月に米国司法省との間で、罰金を支払うこと等を内容とする司法取引契約を締結しております。また、防衛省等との電子システム事業に係る契約に関し、平成24年1月以降、費用の過大請求を行っていたことが判明し、指名停止処分を受けております。同氏は、執行役および取締役として倫理遵法の徹底につき繰返し指示し、監査を実施してはりましたが、事件の発生を完全に防止することはできませんでした。なお事件発生後には、第三者による調査を徹底するとともに、再発防止策を講じております。
8. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者である下村節宏、網谷駿介の両氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 鍛冶良明氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
※ <b>社外独立</b> かみや かずひこ 神谷和彦 (昭和22年8月28日生)	昭和47年11月 昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 昭和52年3月 公認会計士登録 平成7年5月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)代表社員 平成22年7月 神谷和彦公認会計士事務所開設(現任) 平成23年5月 わらべや日洋㈱監査役(現任) 平成25年6月 ㈱I Sホールディングス監査役(現任)	0株
(注) 1. ※印は新任候補者です。 2. 候補者神谷和彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。 3. 神谷和彦氏は社外監査役候補者であり、東京証券取引所に独立役員候補者として届出ております。 4. 神谷和彦氏は、公認会計士として培われた専門的な知見・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、神谷和彦氏は社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、社外役員としての豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 5. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役候補者である神谷和彦氏の選任が承認された場合、当社は神谷和彦氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。		

以上

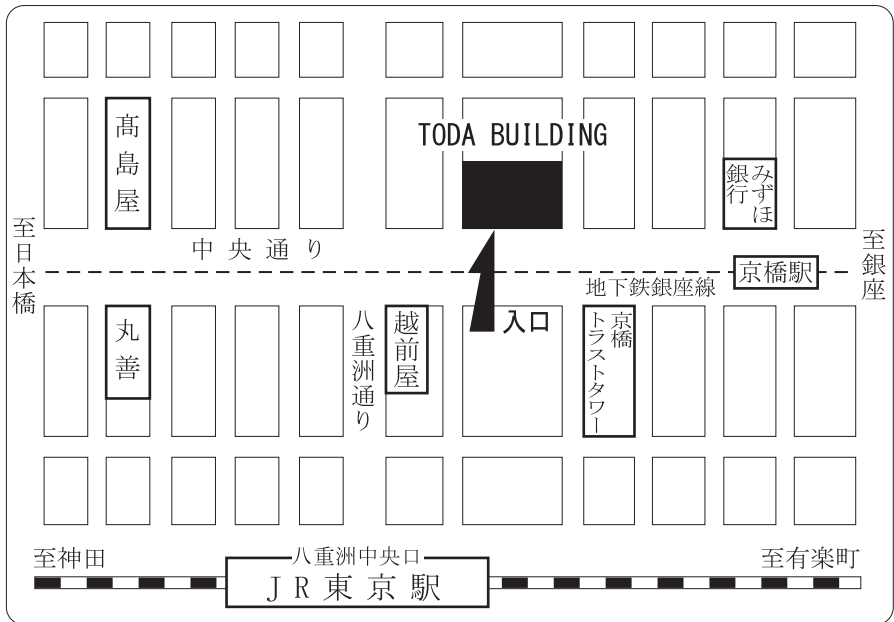
# 第92回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区京橋一丁目7番1号

TODA BUILDING 7階

TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター  
ホール7C

電話 (03) 3535-1357



昨年と会場が異なっておりますのでご注意ください。なお、当社本店と同じ建物内の会場ですので、入口は昨年までと変更ございません。また会場内は禁煙となっておりますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。